

横浜市食品表示法関係行政処分等取扱要綱

制 定 平成 28 年 9 月 29 日 健食品第 680 号
最近改正 令和 3 年 5 月 3 日 健食品第 65 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）の規定に基づく指示・命令・公表、その他の措置について必要な事項を定める。

ただし、他に特別の定めがある場合はこの限りでない。

（基本原則）

第 2 条 食品表示基準で定められた表示事項である衛生事項、保健事項、品質事項について、法の規定に基づく指示、命令及びその他必要な処分を行う場合は、的確かつ厳正に行わなければならない。

（指導）

第 3 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、表示されるべき事項を表示すること、又は遵守すべき事項を遵守すること、その他の必要な事項について指導を行う。

(1) 法第 5 条に違反している若しくはその疑いがある食品を発見した場合、又は表示の適正を確保するために必要があると認める場合

(2) 法第 10 条の 2 第 1 項に違反している又はその疑いがある場合

2 前項の指導を行う場合は、必要に応じて指導票（第 1 号様式）により行う。

3 第 1 項の指導を行う場合で改善等を強く要請する場合は、改善指導書（第 2 号様式）により行う。

（指示）

第 4 条 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく指示は、次に掲げるいずれかに該当する場合に、指示書（第 3 号様式）により行う。

(1) 食品表示基準違反に常習性があり又は故意によるものである場合

(2) 前条に基づく指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わない場合

（是正措置命令）

第 5 条 前条に基づく指示を受けた者が、正当な理由なく当該指示に従わないときは、法第 6 条第 5 項の規定により、表示の是正を命ずる。

なお、表示の是正を命ずる場合は、是正命令書（第 4 号様式）により行う。

（食品の回収等命令）

第 6 条 食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項

として内閣府令で定めるものについて、食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売し、又は販売しようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認められるときは、法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収等を命令書（第5号様式）により命ずる。

ただし、消費者の安全を迅速に確保する観点から、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、行政指導を行うことも妨げない。

また、回収等命令の措置の内容は次に掲げるもののほか、食品の販売形態及び流通状況に応じ、適切な方法により行う。

- (1) 既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあつては、既に販売し、又は出荷された食品の回収
- (2) 全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあつては全購入者への違反内容の連絡

（業務停止命令）

第7条 回収等命令の対象となる場合であつて、製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができない場合等、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難であると認めるときは、法第6条第8項の規定に基づき、一定の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命令書（第5号様式）により命ずる。

2 業務の停止範囲及び期間は、食品の安全性に関する表示内容の適正性が担保される体制を構築するために必要な業務の範囲及び期間をもって決める。

（指示の例外）

第8条 法第6条第8項の規定に基づく命令に伴って表示の是正が行われた場合、命令を行った事項については、法第6条第1項又は第3項に基づく指示は行わないことができる。

（弁明の機会の付与）

第9条 第4条から第7条までに規定する指示又は命令を行おうとする場合には、弁明の機会を付与する。

ただし、公益上、緊急に指示又は命令を行う必要がある場合は、当該手続を省略することができる。

なお、弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会の付与の通知書（第6号様式）により行う。

(食品衛生法との関係)

第 10 条 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定により販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく不利益処分を優先する。

食品衛生法の規定に基づく不利益処分が行われた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて法第 6 条第 8 項に基づく命令は行わないことができる。

(公表)

第 11 条 指示、是正措置命令、回収等命令及び業務停止命令を行った場合には、次に掲げる事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示又は命令を行わなくても(1)及び(2)の事項を公表できる。

- (1) 違反した食品関連事業者の氏名又は名称及び所在地
- (2) 違反事実(ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年横浜市条例第 1 号)の規定により非開示情報に該当する場合は、当該事実については公表しない。)
- (3) 指示又は命令の内容

(報告等の要求等)

第 12 条 法第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求める場合は、報告命令書(第 7 号様式)により命ずる。

(収去等)

第 13 条 法第 8 条第 1 項の規定により、収去をする際に交付する収去証は、食品衛生法に基づく試験品取扱標準作業書(以下「作業書」という。)の規定による様式を準用する。

また、検査を依頼する場合は、収去品等検査依頼書により行うものとし、その様式は作業書の規定を準用する。

(申出の受付(処分・行政指導の求め))

第 14 条 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく申出を受け付けた場合は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であると認めるときは、第 3 条から第 7 条までに規定する指導、指示又は命令その他の適切な措置をとる。

(告発)

第 15 条 違反事実が故意により発生し、行政処分に従わない等違反行為が悪質な場合には、刑事訴訟法第 239 条及び第 241 条に基づき、その食品関連事業者等を告発する。

(1) 告発を行う場合

法第 17 条から第 22 条までの規定に定める罰則を適用する必要があると認める場合に行う。

(2) 告発の手続

前号の告発にあたり、必要となる書類等については関係機関と協議する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

指 導 票

年 月 日

住 所

氏 名

様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

（所属）

横浜市

次のとおり指導します。

施設の所在地			
施設 の 名 称			
営 業 の 種 類	業 ()	
受領年月日		受領者氏名	

第2号様式（第3条）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

様

〔 法人の場合は、名称〕
〔 代表者の氏名 〕

横浜市保健所長

横浜市食肉衛生検査所長

横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所長



改 善 指 導 書

次のとおり指導します。

事業所	所在地			
	名称		備考	
	改善事項の概要			
	改善指導内容			

第3号様式（第4条）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

様

〔 法人の場合は、名称〕
〔 代表者の氏名 〕

横浜市保健所長

横浜市食肉衛生検査所長

横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所長



指 示 書

食品表示法第6条第 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

指 示 の 内 容	
事 実 関 係	
法 令 の 適 用	

第4号様式（第5条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

〔 法人の場合は、名称〕
代表者の氏名

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所長

印

是 正 命 令 書

年 月 日 号により、指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく当該指示に係る措置をとらなかったものと認められるため、食品表示法第6条第5項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命 令 の 内 容	
事 実 関 係	
法 令 の 適 用	

（教示）別紙のとおり

（A4）

第5号様式（第6条、第7条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名

様

〔 法人の場合は、名称〕
代表者の氏名

横浜市保健所長

横浜市食肉衛生検査所長

横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



命 令 書

食品表示法第6条第8項の規定に基づき次のとおり命令します。

命 令 の 内 容	
事 実 関 係	
法 令 の 適 用	

(教示) 別紙のとおり

(A4)

第6号様式（第9条）

弁明の機会の付与の通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



横浜市食品表示法関係行政処分等取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり文書（口頭）により弁明の機を付与しますので、弁明書を提出（この通知書を持参して、出席）してください。

弁明の件名	
弁明の期日	
弁明の場所	
予定される不利益処分等の内容	
根拠法令及び条項	
弁明書の提出先及び提出期限	
不利益処分等の原因となる事実	
連絡・照会先	所在地 名称 電話番号

（注意） 1 やむを得ない理由により弁明の期日を変更したいときは、上記の「連絡・照会先」に申し出てください。（※この注意は、口頭により弁明の機を付与する場合のみ記載）

2 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

（A4）

第7号様式（第12条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

〔 法人の場合は、名称〕
代表者の氏名

印

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

報 告 命 令 書

食品表示法第8条の規定により、次のとおり報告を命じます。

事業所	所在地			
	名称		備考	
報告の内容				
報告を求める理由				

(教示) 別紙のとおり